

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 組織運営と法律 | 日本国憲法と労働組合 2

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

日本国憲法と労働組合 2

日本国憲法と労働組合 2

1. 労基法は強制的取組み → 憲法第27条により制定「労働条件の最低基準を定める。」

働き方の基本的なルールとなる労基法、労働条件の最低基準ともなる労基法、そして、労働の価値判断のモノサシとしての役割を担う労基法。このようないろんな意味合いをもち、強行法規としての性格を持つのが労基法です。

その労基法は、第一章「総則」において、労働憲章（マグナカルタ）とも言うべき内容を規定しています。労働組合は労基法をベースに、これ以上の条件向上を目指して活動します。

労働憲章（7つのマグナカルタ）

第一条「労働条件の原則」

- ①人たるに値する生活を営むための必要を充たすこと。
- ②労働条件の最低基準よって向上を図るよう努力すること。

第二条「労働条件の決定」

- ①労使対等の立場で決定する。
- ②契約の遵守と誠実義務。

第三条「均等待遇」

- ①労働者を国籍・信条・社会的身分を理由として差別しないこと。

労働基準法「三つの基本理念」

人たるに値する生活の保障

前近代的経営・労働関係の排除

最低労働条件の水準として国際的水準を確保する

第四条「男女同一賃金」

- ①女性労働者に対して、賃金について男性と差別的取り扱いをしないこと。

第五条「強制労働の禁止」

- ①暴行・脅迫・監禁など心身の拘束による強制労働の禁止。

第六条「中間搾取の排除」

- ①他人の就業に介入して利益を得てはならない。

第七条「公民権行使の保障」

- ①労働時間中の公民権（選挙権、公民としての権利行使）を保障すること。

封建的な主従関係や徒弟制度に見られる丁稚奉公を排除し、人間として対等な関係による労働条件の決定を宣言しています。

さらに、差別の禁止、男女同一賃金、公民権行使の保障が謳われ、特に強制労働・中間搾取の禁止排除は、人身売買の温床となる芽を絶やす重要な規定です。このようにして、労働における労働者の人間性の侵害を排除する理念を形成しています。

そして、第二章以降でその具体的な政策を条文化し、最低の歯止めを行っていきます。

したがって、この最低の労働条件を時代の進展に合わせ、より良きものへ高めていく運動が必要となります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[🔍 サイトマップ](#) [🔍 このサイトについて](#) [🔍 個人情報保護の取組みについて](#)

[🔍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.